

地域包括支援センターの委託法人・選定方法の変更について

1. 特別養護老人ホーム等の指定管理者の決定について（あさくさ・たいとう）

公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、選定委員会における書類審査、面接審査を経て候補者を決定し、令和5年第3回定例会で議会の承認を得たもの。

- ① 特別養護老人ホーム浅草・あさくさ高齢者在宅サービスセンター
➡社会福祉法人 フレスコ会（令和6年度～10年度末までの5年間）
- ② 特別養護老人ホーム台東・たいとう高齢者在宅サービスセンター
➡社会福祉法人 健修会（令和6年度～10年度末までの5年間）

2. 地域包括支援センターの受託法人の変更について（あさくさ・たいとう）

親施設である特別養護老人ホーム等と施設の効率的・効果的な管理運営や委託事業の円滑な実施が期待できることから、指定管理者に随意契約する予定。

- ① あさくさ地域包括支援センター ➡社会福祉法人 フレスコ会
- ② たいとう地域包括支援センター ➡社会福祉法人 健修会

3. 地域包括支援センターの受託法人の選定方法について（くらまえ）

（仮称）特別養護老人ホーム竜泉等の整備に伴い、特別養護老人ホーム蔵前等は令和6年度末をもって廃止となる予定。

現在のくらまえ地域包括支援センターは、施設の構造上特別養護老人ホームとは別棟となっている。このため、くらまえ地域包括支援センターを単独施設としての存続を予定しているが、委託契約にあたり随意契約とする理由がなくなってしまうことから、令和6年度中に公募による選定を行い、令和7年度からの受託法人を決定することとしたい。

選定結果を令和6年度第2回地域包括支援センター運営協議会において審議予定。